

第 108 号議案から 令和 2 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算
第 109 号議案まで

令和 2 年 9 月 福岡県議会定例会議案 その1
第 8 回

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
108	令和 2 年度福岡県一般会計補正予算（第 4 号）	1
109	令和 2 年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第 1 号）	11

一 般 会 計

第108号議案

令和2年度福岡県一般会計補正予算（第4号）

令和2年度福岡県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,692,262千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,152,072,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年9月10日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		251,858,319	361,707	252,220,026
	1 地 方 交 付 税	251,858,319	361,707	252,220,026
7 分 担 金 及 び 負 担 金		7,620,767	30,168	7,650,935
	2 負 担 金	7,435,547	30,168	7,465,715
9 国 庫 支 出 金		342,570,698	45,736,265	388,306,963
	1 国 庫 負 担 金	99,266,900	1,711,352	100,978,252
	2 国 庫 補 助 金	237,129,234	44,024,913	281,154,147
12 繰 入 金		31,825,782	103,200	31,928,982
	2 基 金 繰 入 金	28,162,313	103,200	28,265,513
13 繰 越 金		1	2,040,756	2,040,757
	1 繰 越 金	1	2,040,756	2,040,757
14 諸 収 入		222,116,214	16,566	222,132,780

	4 受託事業収入	3,547,696	3,507	3,551,203
	7 雑入	7,933,399	13,059	7,946,458
15 県債		222,746,600	15,403,600	238,150,200
	1 県債	222,746,600	15,403,600	238,150,200
歳入合計		2,088,380,681	63,692,262	2,152,072,943

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前額	補正額	計
2 総務費		61,195,131	854,129	62,049,260
	1 総務管理費	22,647,847	150,680	22,798,527
	2 企画費	15,681,214	703,449	16,384,663
3 保健費		303,620,507	12,073,878	315,694,385
	1 保健企画費	9,490,878	2,556,776	12,047,654
	2 健康対策費	11,449,680	33,869	11,483,549
	3 生活衛生費	35,076,945	4,853,091	39,930,036

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	4 医 薬 費	31,648,087	19,000	31,667,087
	6 高 齢 者 支 援 費	30,302,025	4,611,142	34,913,167
4 環 境 費		3,298,149	101,803	3,399,952
	1 環 境 費	3,298,149	101,803	3,399,952
5 生 活 労 働 費		199,678,421	20,081,742	219,760,163
	1 県 民 生 活 費	8,707,504	431,971	9,139,475
	2 福 祉 企 画 費	3,536,100	68,197	3,604,297
	3 児 童 家 庭 費	63,209,808	357,283	63,567,091
	4 障 が い 者 福 祉 費	54,406,492	109,426	54,515,918
	5 生 活 保 護 費	51,745,861	18,860,378	70,606,239
	7 労 働 企 画 費	1,884,723	129,591	2,014,314
	8 職 業 訓 練 費	3,935,277	77,430	4,012,707
	9 失 業 対 策 費	1,486,358	47,466	1,533,824
6 農 林 水 産 業 費		64,296,698	3,629,885	67,926,583

	1 農 林 水 産 業 企 画 費	8,362,576	30,009	8,392,585
	2 農 業 費	12,016,255	2,580,949	14,597,204
	3 畜 産 業 費	3,260,023	170,953	3,430,976
	5 林 業 費	14,768,795	755,220	15,524,015
	6 水 産 業 費	8,115,607	92,754	8,208,361
7 商 工 費		248,576,288	5,980,470	254,556,758
	1 商 業 費	237,531,950	4,809,010	242,340,960
	2 工 鉱 業 費	6,796,808	1,124,939	7,921,747
	3 観 光 費	4,247,530	46,521	4,294,051
8 県 土 整 備 費		158,114,354	11,280,698	169,395,052
	2 道 路 橋 り ょ う 費	64,070,946	3,606,304	67,677,250
	3 河 川 海 岸 費	54,901,213	7,475,745	62,376,958
	4 港 湾 費	3,650,062	135,099	3,785,161
	5 都 市 計 画 費	18,594,835	63,550	18,658,385
9 警 察 費		129,012,563	267,129	129,279,692

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 警 察 管 理 費	125,230,517	182,143	125,412,660
	2 警 察 活 動 費	3,782,046	84,986	3,867,032
10 教 育 費		327,807,125	1,295,685	329,102,810
	1 教 育 総 務 費	40,832,470	360,355	41,192,825
	3 中 学 校 費	46,922,305	1,556	46,923,861
	4 高 等 学 校 費	63,831,149	72,413	63,903,562
	5 特 別 支 援 学 校 費	21,083,371	1,376	21,084,747
	6 社 会 教 育 費	3,912,031	280,644	4,192,675
	7 保 健 体 育 費	2,431,438	111,365	2,542,803
	8 大 学 費	4,331,739	54,924	4,386,663
	9 私 立 学 校 費	59,288,340	413,052	59,701,392
11 災 害 復 旧 費		18,345,130	8,126,843	26,471,973
	1 農林水産施設災害復旧費	7,932,757	200,000	8,132,757
	2 土木施設災害復旧費	10,164,986	7,882,602	18,047,588

	3 庁舎等災害復旧費	247,387	44,241	291,628
歳	出	合	計	
		2,088,380,681	63,692,262	2,152,072,943

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
漁業施設等災害復旧資金利子補給	令和3年度から 令和23年度まで	23,211千円 ただし、令和2年度利子補給対象融資限度額 200,000千円
河 川 改 修 費	令和3年度	347,640千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農林漁業災害対策資金利子補給	令和3年度から 令和8年度まで	1,147千円 ただし、令和2年度利子補給対象 融資限度額 85,000 千円	令和3年度から 令和8年度まで	2,561千円 ただし、令和2年度利子補給対象 融資限度額 385,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	令和2年度から 令和10年度まで	630千円	令和2年度から 令和10年度まで	1,230千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	令和3年度から 令和23年度まで	32,017千円 ただし、令和2年度利子補給対象 融資限度額 230,000千円	令和3年度から 令和23年度まで	131,299千円 ただし、令和2年度利子補給対象 融資限度額 930,000千円
福岡自動車運転免許試験場整備費	令和3年度	159,320千円	令和3年度	258,320千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業事業費	1,626,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和2年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和3年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	2,142,300	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和2年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和3年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
造林事業費	38,100				63,500			
治山事業費	3,267,500				3,638,000			
河川事業費	20,617,300				25,442,200			
砂防事業費	6,088,700				7,436,400			
海岸事業費	916,900				1,020,000			
港湾事業費	885,800				954,700			
都市計画事業費	4,528,600				4,557,900			
道路事業費	35,208,200				37,043,300			
警察施設整備事業費	3,981,100				4,040,600			
災害復旧事業費	4,904,100				11,127,000			
計	222,746,600				238,150,200			

公 営 企 業 会 計

第 109 号議案

令和 2 年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 2 年度福岡県工業用地造成事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 2 年度福岡県工業用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に次の 1 号を加える。

（3） 宮若北部内陸部工業用地造成事業 土地造成 212,000 平方メートル

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	151,000 千円	233,200 千円	384,200 千円
第 2 項 企 業 債	0 千円	233,200 千円	233,200 千円
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	842,349 千円	233,200 千円	1,075,549 千円
第 1 項 造 成 事 業 費	142,349 千円	233,200 千円	375,549 千円

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工 業 用 地 造 成 事 業 費	233,200	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面 100 円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起こすことができる。 起債時期は令和2年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和3年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。

令和2年9月10日提出

福岡県知事 小 川 洋